

# 令和5年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務 委託仕様書

## 1 業務名

令和5年度愛媛国際映画祭開催事業企画運営業務

## 2 目的

県民が優れた映像作品に接することのできる機会を充実させ、文化・芸術活動への理解促進を図り、映像文化の担い手となる人材の育成を目指すとともに、人的交流の拡大と本県の地域活性化に繋げていく。

## 3 実施主体

愛媛国際映画祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）

## 4 委託事業費

5,500,000円（消費税及び地方消費税含む）を上限とする。

## 5 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

## 6 業務内容

下記（1）、（2）の内容による「令和5年度愛媛国際映画祭」の開催に必要な一切の業務を行うこと。

各実施事業については、別添『令和5年度愛媛国際映画祭事業計画』を勘案のうえ、それぞれの事業を効果的に組み合わせ、独自の企画提案を行うとともに、各事業の実施スケジュールを示した実施計画（工程表、ロードマップ等を含む）を作成すること。

事業実施に当たっては、県内及び県出身の映画関係者や有識者等を可能な限り活用し、必要に応じてアドバイザー料等の経費を負担すること。

映画上映会やワークショップ等については、県民が映画・映像作品に接する機会を提供する観点から、原則として入場料を徴収しないこととする。

開催条件は、次のとおり想定するが、最終的には提案内容及び協議によって決定するものとする。

実施日：令和5年12月9日（土）～10日（日）2日間

※ポスター展は、令和5年11月中旬～12月中旬の1ヵ月間

実施場所：東温アートヴィレッジセンター、坊っちゃん劇場

シネマサンシャイン重信、東温市内の文化施設 等

実施内容

- ・オープニングイベント … 映画音楽ミニコンサート 等
- ・ワークショップ（2日目（12/10（日））） … 映画題字のデザイン制作 等
- ・トークイベント（2日目（12/10（日））） … 女性が映画を監督すること 等
- ・映 画 上 映 会 …………… 若手映画監督の作品上映 等
- ・ポ ス タ ー 展 …………… 映画ポスター、映画関係小道具の展示 等
- ・愛顔感動ものがたり映像化コンテスト表彰式・上映会・意見交換会

※1日目（12/9（土））のトークイベント（映像制作の舞台裏等）及び、ワークショップ（撮影セット等）、映画上映会（『野球』をテーマにしたメジャー作品）については、別途、専門業者へ委託を予定しており、役割については双方十分に協議の上、連携・調整を図り実施すること。

## (1) 映画・映像関連イベント、映画上映会の実施

文化施設や映画館等で実施する、映画・映像関連イベント、映画上映会の企画・運営に必要な一切の業務を行うこと。

《実施業務（主な業務内容）》

- ① 企画・運営
- ② 実施体制の構築  
(司会、イベントスタッフ、上映スタッフの確保等、人員手配含む)
- ③ 進行、運営スケジュールの管理
- ④ 運営マニュアルの作成、スタッフ説明会の開催
- ⑤ 出演者との交渉・連絡調整及び出演に要する経費の支払
- ⑥ 会場との連絡調整、会場・機材等使用料の支払
- ⑦ 会場の設営、安全管理
- ⑧ イベントのリスク軽減対策（損害賠償責任保険への加入等）
- ⑨ 事故等緊急時の対応
- ⑩ その他、映画・映像関連イベント、映画上映会の運営に必要な業務

※映画・映像関連イベント、映画上映会への参加申込の受付、入場券等の配布、参加者情報の管理・集計は、委託業務に含まない。愛媛国際映画祭実行委員会事務局が行う。

## (2) 広報活動事業

「愛媛国際映画祭」の認知度向上とイメージアップ、効果的な誘客につなげるため、県内外へ向けた広報活動及び情報発信に必要な一切の業務を行うこと。

チラシ、ポスター、テレビCM等の媒体を活用し、県民が「愛媛国際映画祭」に興味・関心を抱き、多数の応募・来場が見込めるようなプロモーション方法等を検討して提案すること。

《実施業務（主な業務内容）》

- ① 広報活動の企画・運営  
〔事業例〕
  - 既存の愛媛国際映画祭HP、SNS等による情報発信
  - 映画関係者・団体等との連携によるPR
  - 県内主要メディアと連携した情報発信
  - 開催自治体と連携した地元住民向け情報発信の推進
  - その他、誘客に効果的なPR等
- ② 事業実施体制の構築
- ③ 実施事業の進行、運営スケジュールの管理
- ④ その他、広報活動に必要な業務

## **7 事業計画書及び報告書の提出**

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、イベント内容や広報手段等の具体的な業務内容について実行委員会と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して実行委員会に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、実行委員会の検査を受けること。
- (3) 実行委員会は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 実行委員会は、業務実施過程で委託契約書及び本仕様書（以下「仕様書等」という。）記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合

がある。この場合、受託者は、委託事業費の範囲内において仕様の変更に応じる  
こと。

## **8 再委託の可否**

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託  
先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面  
にて報告し、実行委員会の承諾を得なければならない。

## **9 著作権等**

- (1) 受託者は、本契約により作成される成果物（SNS 等に掲載した記事や写真を含  
む）に係る一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）を実行  
委員会に無償で譲渡するものとし、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこ  
ととする。
- (2) 受託者は、成果品に係る全てについて、実行委員会の承認を得ずに第三者に公  
表、貸与及び使用させてはならない。ただし、納品した写真及び映像は、愛媛国  
際映画祭に係る情報発信を目的とし、かつ、営利を目的としない場合において、  
受託者も使用できるものとする。
- (3) 実行委員会は、著作権法第 20 条第 2 項に該当しない場合においても、その使  
用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (4) 当該成果物に含まれる第三者の著作権その他全ての権利についての交渉、処理  
は受託者が行うこととし、その経費は委託事業費に含まれるものとする。
- (5) 第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用  
負担で対応するものとする。

## **10 機密保持**

- (1) 受託者は、実行委員会から開示された秘密情報を保持するため、当該秘密情報  
の一部又は全部を含む資料、記録媒体及びそれらの複製物等について、秘密が不  
当に開示又は漏えいされないよう他の資料等と明確に区別を行い、管理しなけれ  
ばならない。
- (2) 受託者は、事前に実行委員会の書面による承諾を得ることなく、秘密情報を第  
三者に開示又は漏えいしてはならない。
- (3) 受託者は、秘密情報を知得した自己の役員又は使用人（秘密情報を知得後退職  
したものも含む。）に対し、本契約に定める秘密保持義務の順守を徹底させるも  
のとする。

## **11 その他**

- (1) 受託者は、常時、連絡調整ができる体制を整えておくこと。
- (2) 受託者は、常に実行委員会と密接に連絡を取るとともに、必要に応じて実行  
委員会と業務打合せを行い、業務の進捗状況を報告し、今後の実施予定等につ  
いて実行委員会の確認を得ること。また、打合せの内容について、受託者がそ  
の記録を作成し、速やかに実行委員会に提出すること。
- (3) 仕様書等に疑義が生じたとき又は仕様書等に定めのない事項については、受託  
者は速やかに実行委員会と協議し、その指示を受けなければならない。